

尾道市千光寺山索道施設 指定管理者募集要項

令和5年7月
尾道市

尾道市千光寺山索道施設指定管理者募集要項

第1 募集の目的

尾道市千光寺山索道施設（以下「索道施設」という。）は、千光寺公園への交通の利便を図ることにより、本市観光の振興に寄与することを目的に設置されています。索道施設は尾道市の観光拠点施設として、観光客のニーズにあったサービスの提供とともに、本市への持続的な観光客の誘致と増加、定着を目指しています。

こうしたことを踏まえて、このたび、尾道市は、索道施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第2号）第2条に基づき、以下により索道施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第2 募集の内容

1 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容

指定管理者は次の業務を行うこととします。詳細は、別に定める「尾道市千光寺山索道施設指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1) 索道の運行の管理及び索道施設の保守の管理に関すること。
- (2) 索道の運転、点検、検査及び整備に関すること。
- (3) 索道の乗車券の交付及び改札に関すること。
- (4) 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (5) 索道施設の清掃、修繕及び維持に関すること。
- (6) 上記に定めるもののほか、市長が必要と認める業務

2 尾道市千光寺山索道施設の施設概要

- (1) 名称 千光寺山ロープウェイ
- (2) 所在地 尾道市東土堂町20番1号
起点（山麓駅）尾道市長江一丁目3番4号
終点（山頂駅）尾道市東土堂町20番1号
事業許可 昭和32年3月25日
- (3) 営業距離 365メートル
- (4) 搬器数 2両
- (5) 型式 三線交走式普通索道
- (6) 乗車人数 1両30名
- (7) 建物 山頂駅舎・山頂事務所・山頂トイレ・山頂事務所上展望台・山麓駅舎・山麓事務所

第3 管理の条件

1 指定期間

指定管理者が尾道市千光寺山索道施設の管理を行う期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日まで（5年間）とします。なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

2 指定管理者の実施業務及び業務基準

(1) 指定管理者が実施することとなる業務及びその基準については、仕様書に定めるとおりとします。

なお、索道施設の管理については、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく手続が必要になります。

(2) 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は、是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

3 利用料金

索道施設においては、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制度を採用しますので、利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入として収受できます。

なお、指定管理者は、索道施設の利用促進及び利用者へのサービス向上の観点から、尾道市千光寺山索道事業施設設置及び管理条例（平成25年条例第22号）で規定する利用料金（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、市長の承認を得て、指定管理者は利用料金の設定を行うことになります。

また、利用料金の減免については、現在、市長が定めている減免基準を継続して適用することとし、新たな減免基準について提案がある場合は、市と協議してください。

4 管理に要する経費（施設使用料の基準額）

指定管理者は、索道施設の利用料金収入をもって索道施設の管理を行うものとします。また、施設使用料として基準額以上の額を市に納めていただきます。

(1) 施設使用料の基準額

市へ納めていただく施設使用料は、一定の基準額を設定しています。この基準額を目安に運営経費等の提案をしていただきますが、この基準額を下回る応募は失格となります。

最終的に、市へ納めていただく施設使用料については、指定管理者が応募の際に提案した収支計画書に記載された施設使用料を基本として、全体額については基本協定で、毎年度の施設使用料については年度別協定で明示することとします（協定で定めた金額については、原則として変更することはありません。）。

詳細は、仕様書を参照してください。

第4 申請の手続等

1 スケジュール

指定管理者の応募から決定までのスケジュールは、おおむね次のように予定しています。

	内 容	日 程
応 募	募集要項等配付	令和5年7月31日から同年8月31日まで
	募集内容質問受付	令和5年7月31日から同年8月18日まで
	現地説明会	令和5年8月8日
	質問の回答	令和5年8月下旬
	申請書類の受付	令和5年7月31日から同年9月8日まで
	プレゼンテーション・ヒヤリング実施	令和5年9月下旬から同年10月上旬までの間
指 定 手 続 等	指定管理者候補者の決定	令和5年9月下旬から同年10月上旬までの間
	協定書の締結	令和5年10月中旬
	指定管理者の指定	令和5年12月下旬
	前任者からの引継ぎ	令和6年1月上旬から同年3月下旬まで

2 募集要項等の配布場所及び配付期間

(1) 配付場所

尾道市産業部観光課

(〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号 尾道市役所2階)

なお、募集要項及び仕様書は、尾道市のホームページ上でダウンロードできますが、仕様書資料集及び実際に申請に必要な申請書類様式集については上記配付場所でのみ配付します（郵送・FAX等による配付は致しません。）。

(2) 配付期間

令和5年7月31日（月）から同年8月31日（木）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

【受付時間：午前9時から午後5時まで】

3 募集内容等に係る質問の受付等

(1) 質疑の方法

質問書（別添尾道市千光寺山索道施設指定管理者募集要項申請書類様式集（以下「様式集」という。）様式2により FAX 又はメールで送付してください（電話での回答は致しません。）。

また、メールでの質疑の際は、件名を「尾道市千光寺山索道施設指定管理者質疑」に統一してください。

(2) 質疑の受付期間

令和5年7月31日（月）から同年8月18日（金）午後5時まで【必着】

(3) 質疑の受付場所

尾道市産業部観光課

FAX:0848-37-2377 e-mail:kanko@city.onomichi.hiroshima.jp

※ 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、申請書類の全受取者に対して令和5年8月下旬頃にお知らせします。

4 現地説明会日時及び集合場所

(1) 日時等

日時：令和5年8月8日（火）10時から（1時間程度）

集合場所：索道施設山頂駅舎管理事務所

参加資格：応募予定者

（参加人数は、1団体2名までとします。）

(2) 説明内容

施設の概要

(3) 参加受付及び受付先

説明会への参加を希望される場合は、令和5年8月7日（月）【必着】までに現地説明会参加申込書（様式集様式1）により郵送又は FAX にて尾道市産業部観光課宛に送付してください。

尾道市産業部観光課 FAX:0848-37-2377

（〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号 尾道市役所2階）

5 申請書類の提出

(1) 受付期間

令和5年7月31日（月）から同年9月8日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

【受付時間：午前9時から午後5時まで】

(2) 受付場所

尾道市産業部観光課

(〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号 尾道市役所2階)

(3) 受付方法

申請書類一式を、必ず持参により提出してください。郵送又はFAXでの受付は、行いません。

(4) 申請書類

次の書類を各8部(原本1部+コピー7部)提出してください。

ア 指定管理者指定申請書(様式集様式3)

イ 誓約書(様式集様式4)

ウ 法人等概要書(様式集様式5)

エ 法人等の主務業務実績一覧表(様式集様式6)

オ 事業計画書(様式集様式7の1~7の3)

カ 安全統括管理者、索道技術管理者及び索道技術管理員の略歴書(様式集様式8の1~様式8の3)

キ 定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの

ク 法人にあっては、当該法人の登記記載事項証明書、法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し

ケ 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書その他これらに類するもの

コ 法人にあっては、当該法人が国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類(完納証明書等)、法人以外の団体にあっては、代表者が国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類(完納証明書等)

(5) 応募の撤回・応募書類の修正等について

ア 応募の撤回・応募書類の修正(軽微な修正は除く。)はできません。

イ 提出された応募書類は返却しません。

ウ 応募一団体(グループ)につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。

エ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

オ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

カ 応募書類は、提出者に無断で索道施設の指定管理者募集に係る業務以外に使用しません。

6 申請者の資格

指定管理者の指定の申請をすることができる者は、指定管理期間中安全かつ円滑に尾道市千光寺山索道施設を管理運営できる法人その他の団体(以下「団体等」という。)であり、次の資格を有している団体等又は令和6年3月31日までに有する見込みで

ある団体等とします。

- (1) 管理運営において、緊急時の迅速な対応が確実に果たせるものであること。
- (2) 安全統括管理者（鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号。以下「規則」という。）第58条の4及び平成18年5月国土交通省鉄道局発 鉄道事業法施行規則等の一部を改正する省令案等の施行に伴う行政指導指針等の整備について（以下「行政指導指針」という。）の2.Ⅱ.(3)に定める安全統括管理者の要件を備える者）を1名選任できること。
- (3) 索道技術管理者（規則第58条の5及び行政指導指針の2.Ⅱ.(4)に定める索道技術管理者の要件を備える者）を1名以上配置できること。
- (4) 索道技術管理員（規則第58条の7及び行政指導指針の2.Ⅱ.(5)に定める索道技術管理員の要件を備える者）を1名以上配置できること。
- (5) 法人等の団体等であること（法人格の有無は問わない。）。
- (6) 法人等の団体等及びその代表者が、次に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する団体等
 - エ 尾道市から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から1年を経過しない団体等
 - オ 尾道市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6か月を経過しない団体等
 - カ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない団体等
 - キ 差押え、仮差押え又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
 - ク 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續について申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
 - ケ 会社更生、民事再生の手續について申立てがなされ、この手續が終了していない団体等
 - コ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある団体等
 - サ 尾道市千光寺山索道施設指定管理者選定委員会の委員が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体等
 - シ 国税又は地方税を滞納している者

7 プレゼンテーション・ヒヤリング

応募内容（提案）については、プレゼンテーション・ヒヤリングを予定しています。日程は、令和5年9月下旬から同年10月上旬までの間のいずれかの日を予定しています。

第5 審査方法等

1 指定管理者の候補選定

(1) 選定内容

指定管理者募集に係る応募者の順位付けを行い、第1位の者を指定管理者の候補者として選定します。

(2) 審査内容

ア 第1次審査

応募者から提出された指定管理者指定申請書等の書類を基に、募集要項に定めた資格・要件が備わっているかどうか審査します。

イ 第2次審査

「尾道市千光寺山索道施設指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき設置する「尾道市千光寺山索道施設指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、審査項目及び審査基準ごとに事業計画書等の審査を行うと同時に申請者によるプレゼンテーション・ヒヤリングを行いながら、総合的な評価を行います。

(3) 審査項目

選定委員会が応募者を審査するに当たっては、次に掲げる審査項目により審査します。

ア 市民・観光客の平等な利用が確保されていること。

(ア) 利用者の平等な利用の確保

イ 施設の効用を最大限発揮するものであること。

(ア) 施設の設置目的との適合性

(イ) 市民・観光客に対するサービスの向上

(ウ) 利用促進及び利用者増への取組

(エ) 利用料金設定額

(オ) その他新規又は魅力的な提案の有無

(カ) 実現の可能性

ウ 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

(ア) 当該施設の管理運営に係る市の経費（施設使用料）

(イ) 実現の可能性

エ 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(ア) 応募者の実績

(イ) 人的能力

(ウ) 物的能力

(エ) 応募者の安定性、信頼性

(オ) 応募者の取組姿勢

- (カ) 実現の可能性
 - オ 地域への貢献及び地域との連携が確保されていること。
 - (ア) 地元雇用の維持・拡大
 - (イ) 地域の関連団体との連携や協働の取組
 - (ウ) 実現の可能性
- (4) 審査結果
- 結果は、全応募者に対して令和5年10月下旬頃までに通知します。

第6 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定手続等

- (1) 選定委員会による指定管理者の候補者の選定後は、指定管理者の指定の手続として、市議会の議決を経る必要があります。
- (2) 指定の議決があったときは、その旨を指定管理者の候補者に通知するとともに、告示します。
- (3) 前記(2)の手続の後、市と指定管理者の候補者は協定書を締結することになります。
- (4) 協定書は、「基本協定」と「年度別協定」の2つの協定書を締結することになります。
 - ア 基本協定
基本協定は、指定期間を通しての基本的事項を定める協定です。
 - イ 年度別協定
年度別協定は、年度ごとの業務に係る事項を定める協定です。
- (5) 各協定書の主な内容は、次のとおりです。
 - ア 基本協定
 - (ア) 業務に関する基本的な事項
 - (イ) 利用料金に関する事項
 - (ウ) 指定管理者が市へ支払うべき施設使用料に関する基本的な事項
 - (エ) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (オ) 事業報告及び業務報告に関する事項
 - (カ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (キ) 指定期間に関する事項
 - (ク) リスクの管理・責任分担に関する事項
 - (ケ) その他
 - イ 年度別協定
 - (ア) 当該年度の業務実施報告に関する事項
 - (イ) 当該年度に指定管理者が市へ支払うべき施設使用料に関する事項
 - (ウ) その他

第7 留意事項

1 事業の実施が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の業務開始前まで（令和6年3月31日以前）の期間

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

なお、取消しとなった場合は、前記第5の1の応募者の順位付けにおいて第2位に決定した応募者を指定管理者の候補者として選定することとします。（第2位の応募者について同様の事態が発生した場合は、第3位の応募者について同様に取り扱います。）

ア 尾道市議会により指定議案が否決されたとき。

イ 鉄道事業法第38条において準用する同法第26条及び規則第60条に規定する索道事業者の譲渡及び譲受について、国土交通大臣の認可が受けられなかったとき。

ウ 指定管理者の候補者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

エ 指定管理者の候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

オ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

(2) 指定管理者の業務開始後（令和6年4月1日以降）の期間

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、市は指定の取り消しをすることができるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。引継ぎを行えない場合は、当該年度別協定で定めた額を3で除した金額を違約金として市に支払うこととします。

イ 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間協議が調わないときには、市は、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(3) 協定は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。

また、協定で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情があるときは、協議の上、協定の改定をすることができることとします。

(4) 協定締結後、指定管理者は、令和6年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸

準備をしてください。

2 その他

(1) 応募等に係る経費

指定管理者の応募から、業務の引継ぎを行うまでの期間（令和6年3月31日）までに係る必要な経費は、応募者が負担することとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

3 添付資料

尾道市千光寺山索道施設指定管理者仕様書

※ 「尾道市千光寺山索道施設指定管理者仕様書資料集」及び「尾道市千光寺山索道施設指定管理者募集要項申請書類様式集」については、尾道市観光課にて、直接お受け取りください。

4 問合せ先

尾道市産業部観光課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号 尾道市役所2階

電話 0848-38-9184

FAX 0848-37-2377